

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 7 年度第 6 回さいたま市福祉有償運送運営協議会
2 会議の開催日時	令和 8 年 3 月 1 8 日 (水) 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 1 0 分まで
3 会議の開催場所	ときわ会館 5 階 小ホール
4 出席者名	荒井委員、伊藤委員、高場委員、川島委員、佐野委員、澤田委員、清水委員、瀧口委員、宮崎委員、間委員、番場委員、田代委員、吉野委員、更新登録申請事業者、変更登録申請事業者、新規登録申請事業者、事務局職員
5 欠席者名	高橋委員、山本委員
6 議題及び公開又は非公開の別	1 協議 (1) 更新登録の申請に係る協議について (2) 変更登録の申請に係る協議について (3) 新規登録の申請に係る協議について (4) さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について 2 報告 (1) 軽微な事項の変更について
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0 人
9 審議した内容	(1) 更新登録の申請に係る協議について (2) 変更登録の申請に係る協議について (3) 新規登録の申請に係る協議について (4) さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について
10 問合せ先	福祉局 生活福祉部 福祉総務課 電話番号 8 2 9 - 1 2 5 3
11 その他	

令和7年度第6回さいたま市福祉有償運送運営協議会 次 第

日時：令和8年3月18日（水）
10時00分～

会場：ときわ会館5階 小ホール

1 開会

2 協議

(1) 更新登録の申請について

・一般社団法人 LIZARD

資料1

・一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス

資料2-1

(2) 変更登録の申請について

・一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス

資料2-2

(3) 新規登録の申請について

・一般社団法人 つかさ福祉サービス

資料3

(4) さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について

資料4

3 報告

(1) 軽微な事項の変更について

資料5

4 閉会

さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿（令和7年12月22日～）

	氏名	団体名	
		道路運送法施行規則の規定により 運営協議会の構成員等とされる者	
1	荒井 孝浩	福祉局障害福祉部 福祉有償運送運営協議会の運営上必要と認められる者	副会長
2	伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク 学識経験を有する者	
3	高場 厚	埼玉交通運輸労働組合 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	
4	川島 有希子	住民又は旅客	
5	佐野 公紀	埼玉県企画財政部交通政策課 福祉有償運送運営協議会の運営上必要と認められる者	
6	澤田 陽子	福祉局長寿応援部介護保険課 福祉有償運送運営協議会の運営上必要と認められる者	
7	清水 孝夫	埼玉県個人タクシー協会 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	
8	高橋 八州博	福祉局長寿応援部 福祉有償運送運営協議会の運営上必要と認められる者	副会長
9	瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	
10	宮崎 雅貴	福祉局障害福祉部障害福祉課 福祉有償運送運営協議会の運営上必要と認められる者	
11	間 真	福祉局生活福祉部 福祉有償運送運営協議会の運営上必要と認められる者	会長
12	番場 洋輔	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	
13	田代 偉央	埼玉運輸支局運輸企画専門官 関東運輸局埼玉運輸支局長が指名する職員	
14	山本 宏	社会福祉法人 さくら草 福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	
15	吉野 智子	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課 福祉有償運送運営協議会の運営上必要と認められる者	

令和7年度第6回さいたま市福祉有償運送運営協議会 席次表

間 会長

[Empty box for the Chairman's name]

荒井 委員○

伊藤 委員○

高場 委員○

川島 委員○

佐野 委員○

澤田 委員○

[Vertical box for the left side of the committee members]

○清水 委員

○瀧口 委員

○宮崎 委員

○番場 委員

○田代 委員

○吉野 委員

[Vertical box for the right side of the committee members]

[Empty box for the Operator's name]

事業者

[Empty box for the Office's name]

事務局

更新登録の申請に係る団体整理表

項 目	内 容	確認書類
実施主体	団体名：一般社団法人 LIZARD 所在地：さいたま市浦和区上木崎 7-13-26 コーポ道美木 102 代表者：大岸 聡	・定款 以下は省略 ・登記事項証明書
	※欠格事由に該当しない旨を証する宣誓書	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
運送の区域	さいたま市	
事務所の 名称等	名 称：ヘルパーステーション麦 所在地：さいたま市浦和区上木崎 7-13-26 コーポ道美木 102	
運転者	第1種免許：20人（講習受講者20人） 第2種免許：3人	・運転免許証 ・認定講習修了証
	※運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
乗務者	0人	
	※乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
運行管理 責任者の 選任	2人	・運行管理体制表 ・運行管理マニュアル
	※運行管理の責任者就任承諾書	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無

項 目	内 容	確認書類
利用者	身体障害者：29名 精神障害者：6名 知的障害者：19名 要介護認定者：9名 合 計：63名	・ 旅客の名簿
使用車両	車いす車：4台（内、軽4台） セダン等：8台（内、軽5台） 合 計：12台（内、軽9台）	・ 車両一覧 ・ 自動車検査証
	内、持込車両：8台 ※自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は 使用承諾書	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
損害賠償 措置	対人保険：無制限（12台） 対物保険：無制限（12台）	・ 保険証券
運送の対価 （運送の対 価以外の対 価を含む。）	<時間距離選択制> ①距離制 初乗り：3kmまで 500円 加 算：1kmあたり 100円 ②時間制 生活サポート事業を適用 初乗り：30分あたり 470円 加 算：30分あたり 470円 <複数乗車> ①距離制（3人まで） 初乗り：3kmまで 500円 ※乗車人数に応じて按分 加 算：1kmあたり 1人100円 ②時間制 生活サポート事業を適用（2人まで） 初乗り：30分あたり 470円 加 算：30分あたり 470円 運送の対価以外の対価（共通） 待機料金：15分あたり400円 ※複数乗車の場合、乗車人数に応じて按分	・ 対価に関する申請書

更新登録の申請に係る団体整理表

項 目	内 容	確認書類
実施主体	団体名：一般社団法人コンパス娘息子代行サービス 所在地：さいたま市大宮区桜木町四丁目 7 8 3 番地 4 代表者：小池 修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用有償旅客運送者登録証 ・ 定款 ・ 登記事項証明書 ・ 役員名簿
	※欠格事由に該当しない旨を証する宣誓書	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
運送の区域	さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、春日部市	
事務所の名称等	名 称：一般社団法人コンパス娘息子代行サービス 所在地：さいたま市大宮区桜木町四丁目 7 8 3 番地 4	
運転者	第 1 種免許： 2 人 （講習受講者 2 人） 第 2 種免許： 1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 認定講習修了証
	※運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
乗務者	0 人	
	※乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿	有 ・ <input type="checkbox"/>
運行管理責任者の選任	2 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行管理体制表 ・ 運行管理マニュアル ・ 安全な運転のための確認票 ・ 乗務記録
	※運行管理の責任者就任承諾書	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無

項 目	内 容	確認書類
利用者	要介護認定者 : 73名 要支援認定者 : 63名 合 計 : 136名	・ 旅客の名簿
使用車両	車いす車 : 1台 (内、軽1台) セダン車等 : 2台 (内、軽0台) 合 計 : 3台 (内、軽1台)	・ 自動車検査証
	内、持込車両 : 3台 ※自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
損害賠償措置	対人保険 : 無制限 (3台) 対物保険 : 無制限 (3台)	・ 宣誓書
運送の対価 (運送の対価以外の対価を含む。)	<時間制> 運送の対価 初乗り : 10分以内 500円 加 算 : 以後5分あたり 250円 <複数乗車> 運送の対価 ※上限6名 2名の場合 1人あたり120円/5分毎 3名の場合 1人あたり80円/5分毎 4名の場合 1人あたり60円/5分毎 5名の場合 1人あたり50円/5分毎 6名の場合 1人あたり40円/5分毎	・ 対価に関する申請書

(年号) 令和 8 年 2 月 16 日

埼 玉 県 知 事 様

名 称 一般社団法人コンパス娘息子代行サービス
住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 783 番地 4
代表者の氏名 代表理事 小池 修

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 名称、住所、代表者の氏名 一般社団法人コンパス娘息子代行サービス
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 783 番地 4
代表理事 小池 修
- 登録番号
埼玉県福第 29 号
- 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
さいたま市 川口市 蕨市 戸田市 春日部市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
一般社団法人コンパス 娘息子代行サービス	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 783 番地 4

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合 計 (軽)	
一般社団法人 コンパス娘息子 代行サービス さいたま支部	所有			1						2		3	
	持込	()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	1	※ ()	1	※ ()
	合 計	()		1	(1)	()		()		2	()	3	(1)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
○	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別紙のとおり

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

新規登録の申請に係る団体整理表

項目	内容	確認書類
実施主体	団体名：一般社団法人つかさ福祉サービス 所在地：千葉県野田市下三ヶ尾437番地 代表者：岡田 英孝	・定款（役員名簿含む） ・登記事項証明書
	※欠格事由に該当しない旨を証する宣誓書	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
運送の区域	さいたま市（岩槻区、見沼区）	
事務所の名称等	名称：つかさ福祉サービス 所在地：千葉県野田市下三ヶ尾437番地	
運転者	第1種免許：0人（講習受講者0人） 第2種免許：1人	・運転免許証 ・セダン等運転者講習 修了証
	※運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
乗務者	0人	
	※乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
運行管理責任者の選任	1人	・運行管理体制表 ・運行管理マニュアル
	※運行管理の責任者就任承諾書	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無

項 目	内 容	確認書類
利用者	身体障害者： 1名 合 計： 1名	・ 旅客の名簿
使用車両	セダン等：2台（内、軽 1台） 合 計：2台（内、軽 1台） ----- 内、持込車両：2台 ※自動車の使用者と申請者との間で締結された 契約書又は使用承諾書	・ 車両一覧 ・ 自動車検査証記録事項 ----- <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
損害賠償措置	対人保険： 無制限（2台） 対物保険： 無制限（2台）	・ 保険証券
運送の対価（運送の対価以外の対価を含む。）	<p><時間制></p> <p>運送の対価</p> <p>① 9:00～18:00</p> <p>5分以内 500円</p> <p>以後1分あたり 85円</p> <p>②18:00～9:00 及び土日祝祭日</p> <p>5分以内 625円</p> <p>以後1分あたり 107円</p> <p><時間制>※生活サポート事業</p> <p>運送の対価</p> <p>初乗り：30分以内 475円 or 自己負担基準額の半額</p> <p>加算：30分あたり 475円 or 自己負担基準額の半額</p> <p><共通></p> <p>運送の対価以外の対価</p> <p>迎車回送料金：1km 50円</p> <p>待機料金：15分 250円</p> <p>(18:00～9:00 及び土日祝祭日 15分 313円)</p> <p>その他の料金（乗降時の介助料）：</p> <p>公費の利用が該当する場合はその自己負担分非該当の場合は10分300円</p> <p>(18:00～9:00 及び土日祝祭日 10分375円)</p> <p>※その他の料金は、介助料（乗降介助に関する部分に限る）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。</p>	・ 対価に関する申請書

さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針

平成18年11月8日　さいたま市福祉有償運送運営協議会会長

I 目的

本指針は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第49条第2号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る法第79条の2による登録の申請（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）（以下「登録等の申請」という。）に伴い必要とされるさいたま市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

II 協議を行うに当たっての具体的指針

運営協議会においては、次の1から5までに掲げる事項について、それぞれ各項に掲げる事項に留意し、協議を行うものとする。協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。

協議に当たって、運営協議会は、登録等の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）に対し、登録等の申請に伴い埼玉県知事に提出すべき資料全ての提出を求めるものとする。

1 福祉有償運送の必要性

(1) 福祉有償運送の必要性の判断

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、それらを補完するための手段として、特定非営利活動法人、その他以下に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）による当該輸送サービスの必要性が認められるものでなければならない。

(案)

- ア 一般社団法人又は一般財団法人
- イ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体
- ウ 消費生活協同組合
- エ 医療法人
- オ 社会福祉法人
- カ 商工会議所
- キ 商工会
- ケ 労働者協同組合
- コ 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第七十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの

(2) 協議の視点

福祉有償運送の必要性の判断に当たっては、以下に掲げる事項に留意し、協議を行うものとする。

- ア 本市における身体障害者、要介護者その他の移動制約者の状況
- イ 本市におけるタクシー及び福祉タクシー等の公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況（今後の実施予定も含む。）
- ウ 福祉タクシー券の利用の状況
- エ 特定非営利活動法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
- オ その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる事項

2 運送の区域

(1) 運送の区域

福祉有償運送に係る旅客の発地又は着地のいずれかが本市の区域内になければならない。

(2) 協議の視点

運送の形態が、「自宅→市外病院1→市外病院2」、又は「市外病院1→市外病院2→自宅」といった輸送サービスの場合は、一連のサービスとして計画されたもので

(案)

あれば実施可能とする。

また、輸送サービス全体が本市の区域外で提供されるものは、運営協議会の協議対象とはならない。別途当該輸送サービスが提供される区域の市町村が主宰する運営協議会に協議すべきものとなる。

3 旅客から収受する対価

(1) 旅客から収受する対価の設定

旅客から収受しようとする対価は、規則第51条の15各号の規定及び関係通知（「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号））の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められていなければならない。

なお、運営協議会は、申請者に対し、対価の額等について、協議のため必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じて申請者から説明等を聴取するものとする。

(2) 協議の視点

旅客から収受する対価の認定に当たっては、以下に掲げる基準を目安とし協議を行うものとする。

ア 運送サービスの利用に対する対価（以下「運送の対価」という。）は、本市の区域内におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の約8割であること。

イ 迎車回送料金、待機料金、ストレッチャー・車いす使用料等の運送のサービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価（以下「運送の対価以外の対価」という。）は、実費の範囲内であること。

4 運送しようとする旅客の範囲

(1) 旅客の範囲

運送しようとする旅客の範囲は、次のアからキまでに掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、規則第51条の29に規定する名簿に

(案)

登録を受けた者、登録を受ける予定の者及びその付添人でなければならない。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

オ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

カ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

キ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(2) 協議の視点

(1)アからキまでに規定する者の確認に当たっては、運営協議会は、申請者に対し、当該者の障害等の態様を記載した書類（利用会員名簿）の提出を求め、以下のア及びイに示す内容を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性を確認し、協議を行うものとする。

ア (1)アに掲げる者にあつては身体障害者手帳を、(1)エに掲げる者にあつては介護保険被保険者証を所持する者であることを要するものとする。

イ (1)イ、(1)ウ、(1)オ、(1)カ及び(1)キに掲げる者を対象とする場合には、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることを、医師や福祉・介護の専門職が判断したことを確認するほか、身体等移動困難な状況について運送の対象とすることが適当であるか運営協議会事務局があらかじめ申請者に説明を求めた上でその内容を運営協議会に報告するものとする。また、必要に応じて、運営協議会が申請者に対して説明を求め、運送の対象とすることの妥当性の確認を行うものとする。

(3) 複数乗車の認定

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則であるが、透析患者の透析のための輸送等であつて、運送者の判断でその必要性が認められた場合は、1回の

(案)

運行で複数の者の運送（以下「複数乗車」という。）を行うことができるものとする。

運営協議会は、複数乗車の申請について、当該者から収受しようとする対価が規則第51条の15の規定及び関係通知の定める基準を満たしていることについて、確認の上、協議しなければならない。

また、運送する旅客の障害の態様等から輸送の安全を確保するために必要と認められるときは、添乗者を同乗させること、福祉車両を使用する場合にはそれぞれの旅客に対応した車いす固定装置が装備されていることなど、申請者に対して輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

5 その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、確認を行うものとする。

確認に当たっては、前記協議事項と同様、運営協議会は、申請者に対し、登録等の申請の際に提出する申請書及び添付書類の提出を求めるとともに、必要に応じ、申請者から説明等を求めるものとする。

(1) 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

運営協議会は、申請者に対し、事務所ごとに所有する自家用自動車及び運転協力者提供の自動車（乗車定員11人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、次に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）した書類の提出を求めものとする。

ア 寝台車 車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

イ 車いす車 車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車 ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

エ 回転シート車 回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

オ セダン等

(2) 運転者に求められる要件

(案)

ア 福祉有償運送の用に供する自動車の運転者

福祉有償運送の用に供する自家用自動車（以下「福祉有償運送自動車」という。）を運転する者は、道路交通法（昭和35年法律105号）に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければならない。

(ア) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

(イ) (ア)に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

イ 福祉自動車以外の自動車（セダン型車両）を使用して福祉有償運送を行う場合

福祉自動車（4(1)アからキまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、アに規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

(ア) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条第1項の介護福祉士の登録を受けていること。

(イ) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

(ウ) (イ)に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(3) 損害賠償措置

申請者は、福祉有償運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じておかななければならない。

(4) 運行管理の体制

ア 運行管理責任者の選任

申請者は、福祉有償運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理体制の整備を行わなければならない。

なお、運行管理の責任者の選任に当たっては、次に掲げるところにより、必要となる員数を選任しなければならない。

(案)

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合には、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

イ 運行管理責任者の選任の基準

福祉有償運送自動車5両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第23条第1項に規定する運行管理者又は次の(ア)から(ウ)までに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する車両数を20(運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合は40)で除して得た数に(1未満の端数は切捨て)1を加算した数以上を選任しなければならない。

(ア) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第48条の12に規定する受験資格を有する者(運行管理者の受験資格を有する者)

(イ) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の9第1項に規定する要件を備える者(安全運転管理者の要件を備える者)

(ウ) 国土交通大臣が、(ア)及び(イ)と同等以上の能力を有すると認める者

(5) 整備管理の体制

申請者は、福祉有償運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、福祉有償運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

(6) 事故時の連絡体制

申請者は、福祉有償運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

(7) 苦情処理体制

申請者は、苦情処理体制の整備を行わなければならない。

(8) その他必要な事項

Ⅲ 運営協議会の合意

1 運営協議会の合意の方法

運営協議会において協議が調った場合は、運営協議会における合意があったものとみなす。

2 運営協議会において協議が調った場合の措置

運営協議会は、Ⅱに掲げる事項を協議し、協議が調った場合には、規則第51条の3第4号に規定する合意が存することを証する書類を、申請者に対し交付するものとする。

IV その他

1 運営協議会の役割

(1) 福祉有償運送事業者から運営協議会への報告

運営協議会は、申請者が福祉有償運送事業者として登録された後においても、安全な運行管理体制を確保するため、福祉有償運送事業者に対し利用会員、運転者及び運行状況等について、定期的に報告を求めるものとする。

なお、福祉有償運送事業者は、福祉有償運送自動車に係る重大な事故が発生した場合及び利用者等からの苦情のうち、制度に関わるものや他の運送主体に影響のあるもの、運送主体では対応困難なものがあった場合には、運営協議会に対し、速やかに報告をしなければならない。

(2) 軽微な事項の変更の届出に係る福祉有償運送事業者から運営協議会への報告

運営協議会は、福祉有償運送事業者が規則第51条の13に規定する軽微な事項の変更の届出を行う場合には、当該福祉有償運送事業者に係る適正な運行状況の把握に努めるため、同条に規定する登録事項変更届出書の提出を求めるものとする。

(3) 運営協議会による利用会員名簿等の閲覧

運営協議会は、福祉有償運送事業者が事務所に備えることとなっている旅客名簿、運転者台帳及び乗務記録等について、閲覧の要求を行うことができるものとする。

(4) その他

運営協議会は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る福祉有償運送事業者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該福祉有償運送事業者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事

(案)

故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、運営協議会は埼玉県知事等に連絡を行う等相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。

また、埼玉県知事等から、運営協議会で協議した福祉有償運送事業者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

2 運営協議会の運営

- (1) 運営協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 福祉有償運送に関する相談及び苦情等は、以下の連絡・通報窓口で受け付けるものとする。

(福祉有償運送に係るご相談又は通報窓口)

さいたま市役所福祉局生活福祉部福祉総務課

連絡先：Tel 048-829-1253

Fax 048-829-1961

附 則

(施行期日)

- 1 この運営指針は、平成18年11月8日から施行する。

(登録事項に関する経過措置)

- 2 改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし福祉有償運送事業者」という。）については、旧法第80条第1項ただし書の福祉有償運送許可の申請書記載事項を登録簿に記載されたものとみなす（登録事項に相当する事項に限る。）。

(運転者及び運行管理に関する経過措置)

- 3 平成19年9月30日までの間に、福祉有償運送事業者の登録を受けようとする場合については、運転者及び運行管理責任者関係の規定は適用しない。

(案)

(みなし福祉有償運送事業者に係る運転者及び運行管理に関する経過措置)

- 4 みなし福祉有償運送事業者については、有効期間中（有効期間が平成19年9月30日までに満了する場合は平成19年9月30日）、運転者及び運行管理者関係の規定は適用しない。

(許可後の指導に係る経過措置)

- 5 改正前のさいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針【許可後の指導】に規定する、実施主体から各四半期終了後に提出される福祉有償運送運営状況報告等については、平成19年3月31日までの間に行われる福祉有償運送についてなお従前の例による。

附 則

- 1 この運営指針は、令和8年4月1日から施行する。

○さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針案（新旧対照表）

新	旧
<p>II 協議を行うに当たっての具体的指針</p> <p>1 福祉有償運送の必要性</p> <p>(1) 福祉有償運送の必要性の判断</p> <p>福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、それらを補完するための手段として、特定非営利活動法人、その他以下に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）による当該輸送サービスの必要性が認められるものでなければならない。</p> <p>ア <u>一般社団法人又は一般財団法人</u></p> <p>イ <u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体</u></p> <p>ウ 農業協同組合</p> <p>エ 消費生活協同組合</p> <p>オ 医療法人</p> <p>カ 社会福祉法人</p> <p>キ 商工会議所</p> <p>ク 商工会</p> <p>ケ <u>労働者協同組合</u></p> <p>コ <u>営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第七十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの</u></p> <p>（後略）</p>	<p>II 協議を行うに当たっての具体的指針</p> <p>1 福祉有償運送の必要性</p> <p>(1) 福祉有償運送の必要性の判断</p> <p>福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、それらを補完するための手段として、特定非営利活動法人、その他以下に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）による当該輸送サービスの必要性が認められるものでなければならない。</p> <p>ア <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人</u></p> <p>イ 農業協同組合</p> <p>ウ 消費生活協同組合</p> <p>エ 医療法人</p> <p>オ 社会福祉法人</p> <p>カ 商工会議所</p> <p>キ 商工会</p> <p>（後略）</p>

4 運送しようとする旅客の範囲

(1) 旅客の範囲

運送しようとする旅客の範囲は、次のアからキまでに掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、規則第51条の29に規定する名簿に登録を受けた者、登録を受ける予定の者及びその付添人でなければならない。

(中略)

(2) 協議の視点

(1)アからキまでに規定する者の確認に当たっては、運営協議会は、申請者に対し、当該者の障害等の態様を記載した書類（利用会員名簿）の提出を求め、以下のア及びイに示す内容を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性を確認し、協議を行うものとする。

ア (1)アに掲げる者にあつては身体障害者手帳を、(1)エに掲げる者にあつては介護保険被保険者証を所持する者であることを要するものとする。

イ (1)イ、(1)ウ、(1)オ、(1)カ及び(1)キに掲げる者を対象とする場合には、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることを、医師や福祉・介護の専門職が判断したことを確認するほか、身体等移動困難な

4 運送しようとする旅客の範囲

(1) 旅客の範囲

運送しようとする旅客の範囲は、次のアからキまでに掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、規則第51条の25に規定する名簿に登録を受けた者、登録を受ける予定の者及びその付添人でなければならない。

(中略)

(2) 協議の視点

(1)アからキまでに規定する者の確認に当たっては、運営協議会は、申請者に対し、当該者の障害等の態様を記載した書類（利用会員名簿）の提出を求め、以下のア及びイに示す内容を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性を確認し、協議を行うものとする。

ア (1)アに掲げる者にあつては身体障害者手帳を、(1)エに掲げる者にあつては介護保険被保険者証を所持する者であることを要するものとする。

イ (1)イ、(1)ウ、(1)オ、(1)カ及び(1)キに掲げる者を対象とする場合には、身体等移動困難な状況について運送の対象とすることが適当であるか運営協議会事務局があらかじめ申請者に説明を求めた上でその内容を運営協議会に報告するものとする。また、必要に応じて、運営協議会が申請者

状況について運送の対象とすることが適当であるか運営協議会事務局があらかじめ申請者に説明を求めた上でその内容を運営協議会に報告するものとする。また、必要に応じて、運営協議会が申請者に対して説明を求め、運送の対象とすることの妥当性の確認を行うものとする。

(後略)

(3) 複数乗車の認定

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則であるが、透析患者の透析のための輸送等であって、運送者の判断でその必要性が認められた場合は、1回の運行で複数の者の運送（以下「複数乗車」という。）を行うことができるものとする。

運営協議会は、複数乗車の申請について、当該者から収受しようとする対価が規則第51条の15の規定及び関係通知の定める基準を満たしていることについて、確認の上、協議しなければならない。

(後略)

III 協議を行うに当たっての具体的指針

3 削除

に対して説明を求め、運送の対象とすることの妥当性の確認を行うものとする。

(後略)

(3) 複数乗車の認定

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則であるが、透析患者の透析のための輸送等であって、運営協議会でその必要性が認められた場合は、1回の運行で複数の者の運送（以下「複数乗車」という。）を行うことができるものとする。

運営協議会は、複数乗車の申請について、その必要性を認めることとした場合において、当該者から収受しようとする対価が規則第51条の15の規定及び関係通知の定める基準を満たしていることについて、確認の上、協議しなければならない。

(後略)

III 協議を行うに当たっての具体的指針

3 運営協議会の合意を解除する場合

法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示

<p>附 則</p> <p>1 この運営指針は、<u>令和8年4月1日</u>から施行する。</p>	<p><u>して協議を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、この場合において、運営協議会は、当該福祉有償運送を行う者（以下「福祉有償運送事業者」という。）に対し業務改善又は弁明の機会を付与するものとする。</u></p>
--	---

軽微な事項の変更について

社会福祉法人さくら草

1. 届出受理日
令和 8 年 1 月 2 9 日
2. 届出事項
 - ・車両の変更（事業所名：サポートゆず）
セダン車 3 台の増、2 台の減、1 台の入替
（事業所全体で計 4 3 台）

一般社団法人コンパス娘息子代行サービス

1. 届出受理日
令和 8 年 2 月 1 7 日
2. 届出事項
 - ・車両の変更
車いす車 1 台の入替、セダン車 1 台の増（事業所全体で計 3 台）

社会福祉法人さくら草

1. 届出受理日
令和 8 年 3 月 5 日
2. 届出事項
 - ・車両の変更（事業所名：サポートゆず）
セダン車 1 台の増、1 台の入替
（事業所全体で計 4 4 台）
 - ・車両の入替（事業所名：アシストさくら草）
セダン車 1 台の入替
（事業所全体で台数の変更はなく、計 2 9 台）